

NTTデータグループ（SSC加入会社）の 派遣契約インボイス対応について

2023年9月

株式会社NTTデータ プロキュアメント部

はじめに

2023年10月1日より、貴社とNTTデータグループ（SSC加入会社）との派遣契約においてもインボイス制度への対応として適格請求書の要件を満たす書面が必要となります。本日の説明会では、

- ・ e-staffingの利用「あり」「なし」
- ・ 派遣業務に付随して旅費・宿泊費等の実費が発生「する」「しない」

などのケースにおいて、「必要な検収証跡」にどのようなパターンがあるのかを中心に説明させていただきます。

本資料における用語

- 適格請求書等保存方式 = インボイス制度
- 適格請求書 = インボイス
- WTC（Web Time Card）：e-staffingで派遣スタッフの勤怠管理を行う仕組み
- WTC連携：e-staffingで派遣スタッフの勤怠を派遣会社が確認すると、確認した勤怠と実費をSSC加入会社が使用する購買システムに連携し、購買システム上で派遣料金を自動計算する仕組み
- SSC加入会社：NTTデータマネジメントサービスが契約事務代行を行う、NTTデータグループ各社の総称
- 公共交通機関特例 = 交通費特例：適格請求書の交付義務が免除される取引（国税庁QA 問41,42参照）
特例を受けるための条件（国税庁QA 問107参照）

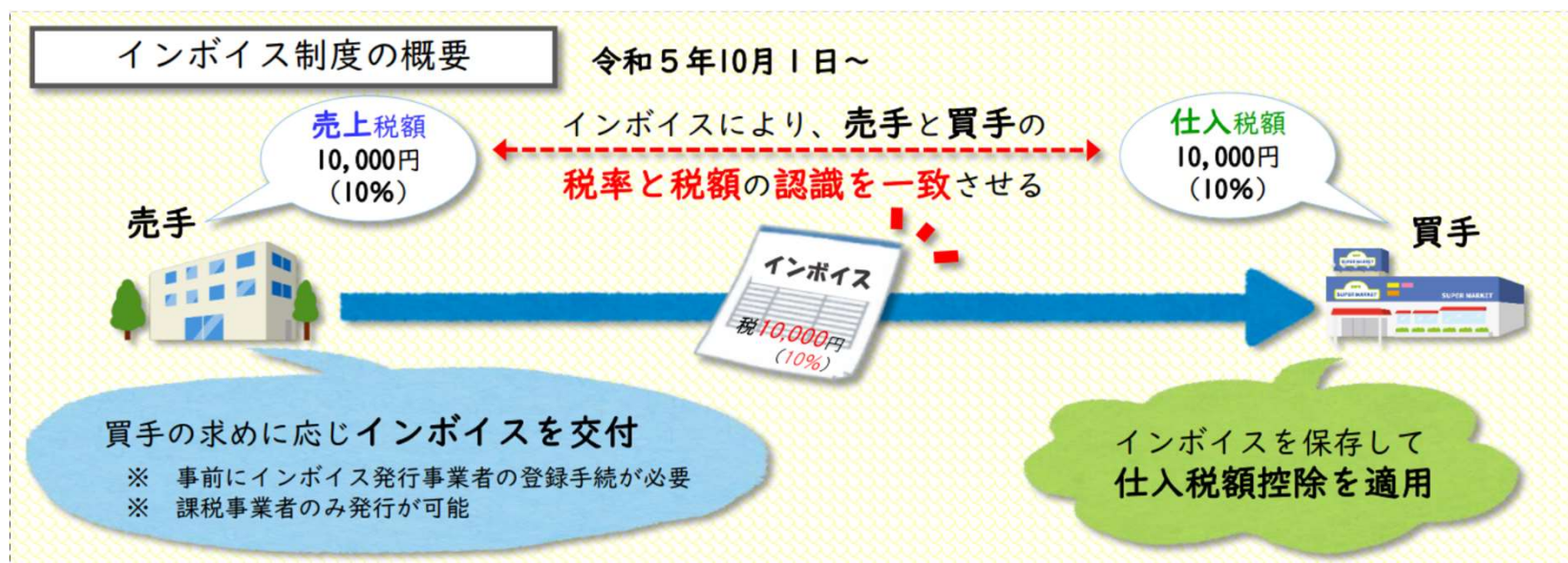
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm

1. インボイス制度とは



1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

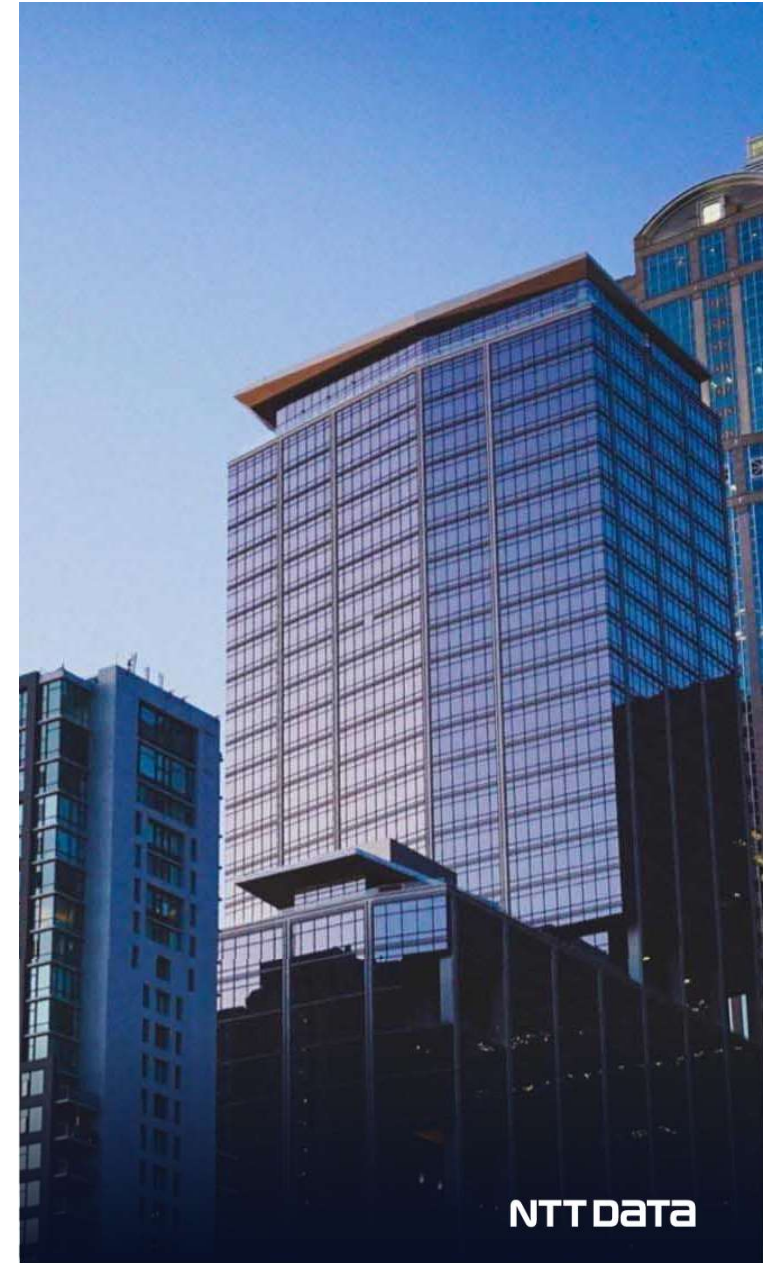
制度導入の目的	複数税率制度下での正確な消費税の把握
開始時期	2023年10月1日
売手の義務	買い手の求めに応じ適格請求書の交付 、交付した適格請求書の写しの保存も必要
買手の義務	仕入税額控除を受けるためには適格請求書の保存が必要



出典：国税庁HP

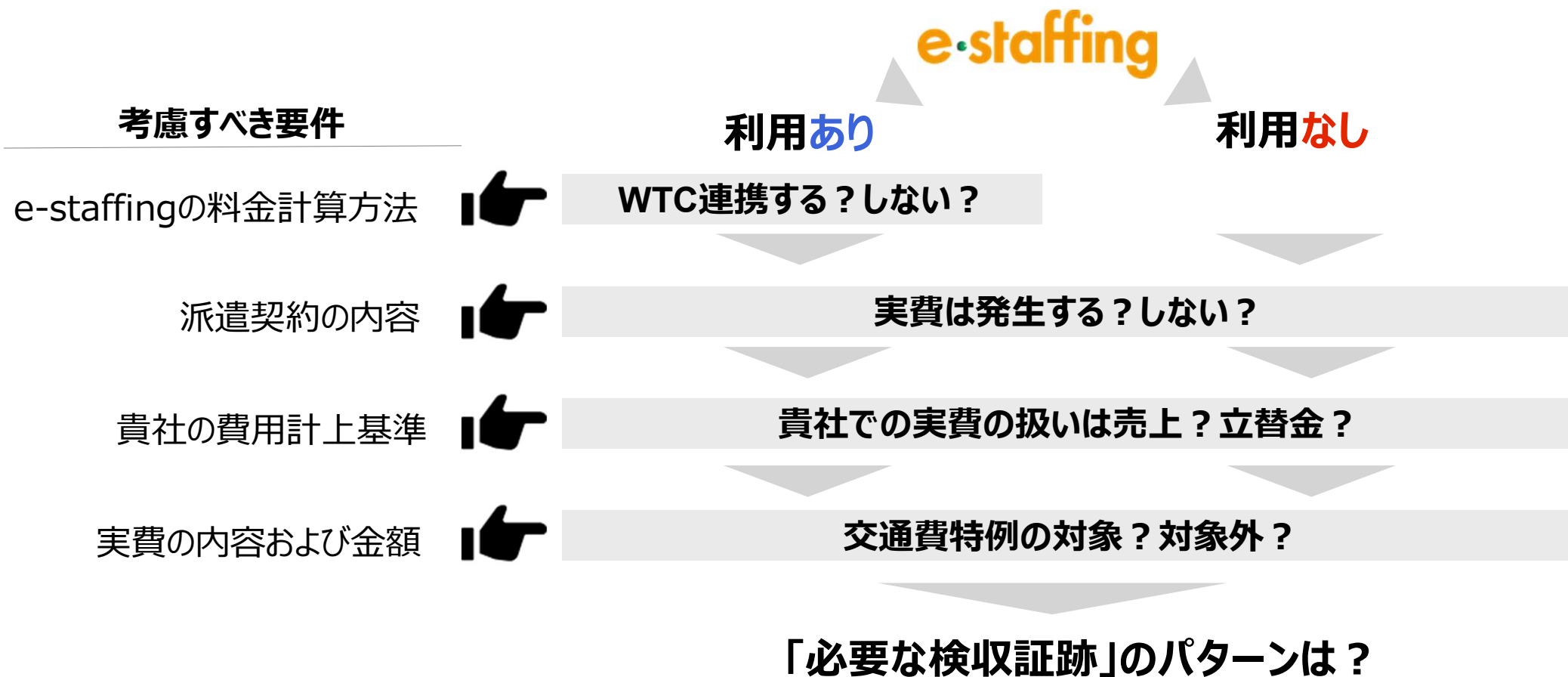
© 2023 NTT DATA Japan Corporation

2. 派遣契約のインボイス制度対応サマリ



2-1. 派遣契約におけるインボイス制度対応（サマリ）

SSC加入会社との派遣契約は、e-staffing利用の「あり」「なし」で手続きが大きく分かれ、これにインボイス制度への対応に向けた考慮すべき要件をかけあわせると、「必要な検収証跡」は複数のパターンに分岐します。



2-2. 「e-staffing利用あり」でご提出いただく検収証跡

e-staffing利用ありパターン

凡例

SSC加入会社
様式

貴社様式

考慮すべき要件

必要な検収証跡

WTC連携	実費発生の有無	貴社での実費の扱い	交通費特例	消費税額通知書※1	派遣料金適格請求書	就業記録表	立替金分の請求書	立替金管理簿	立替金精算書	立替金適格請求書	
あり	なし			○							
	あり※3	売上		○							
		立替金	対象			○※2		○			
			対象外				○※2			○	○
なし	なし				○※2						
	あり※3	売上			○※2						
		立替金	対象			○※2		○			
			対象外				○※2			○	○

※1. 「消費税額通知書」のみ、SSC加入会社から貴社へ提出する様式。左記以外の様式は、貴社からSSC加入会社へ提出する様式

※2. e-staffingからダウンロードした勤怠データもしくは日々の勤怠を記録した明細も併せて提出してください。

※3. 派遣スタッフにはWTCの実費を入力する際に証跡有の場合はe-staffing上で証跡有と入力するよう伝えてください。

2-3. 「e-staffing利用なし」でご提出いただく検収証跡

e-staffing利用なしパターン

凡例

SSC加入会社
様式

貴社様式

考慮すべき要件

必要な検収証跡

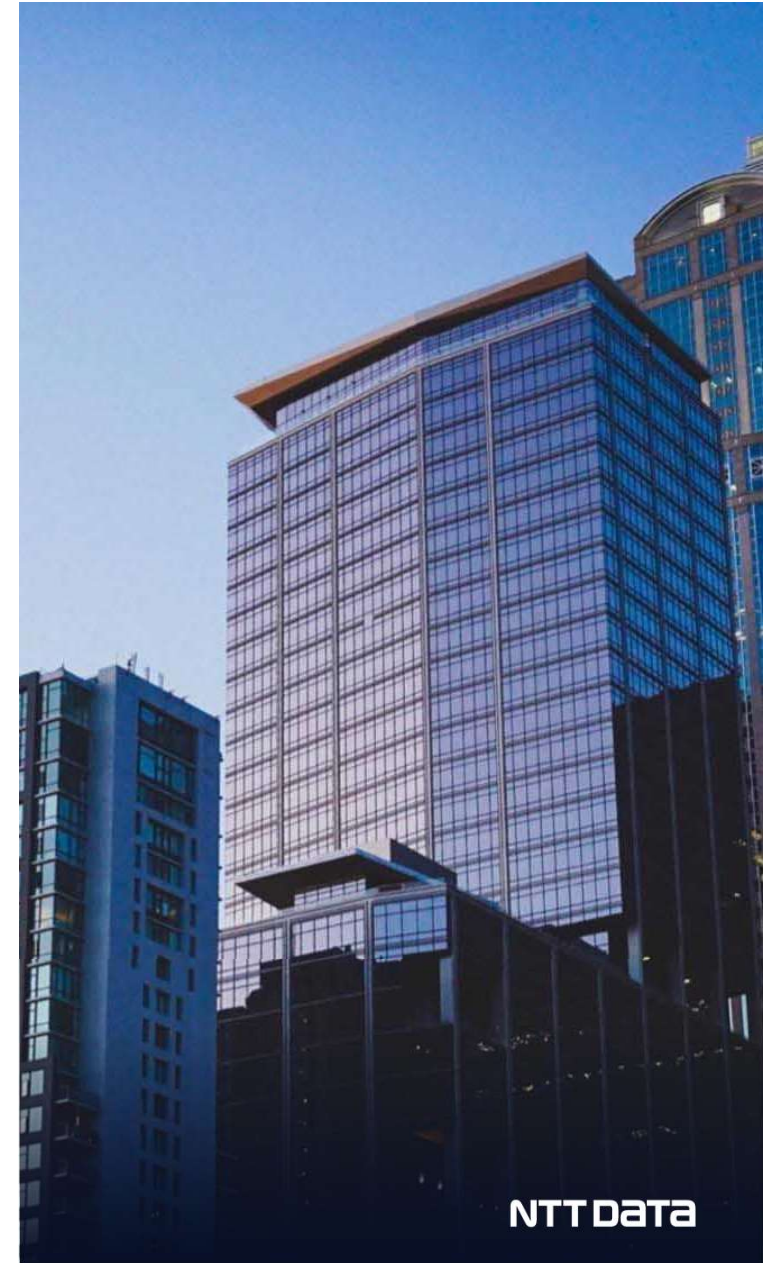
WTC連携	実費発生の有無	貴社での実費の扱い	交通費特例	消費税額通知書	派遣料金適格請求書※1	就業記録表	立替金分の請求書	立替金管理簿	立替金精算書	立替金適格請求書
	なし				※1	○				
	あり	売上			※1	○				
		立替金	対象		※1	○	※2	※3		
			対象外		※1	○			○	○

※1. 「就業記録表」での提出ができない場合、「派遣料金適格請求書」（日々の勤怠を記録した明細も必要）を代替提出可

※2. 「就業記録表」の代替として「派遣料金適格請求書」を提出した場合、別途「立替金分の請求書」を提出（就業記録表は立替金分の請求書を兼ねる）

※3. 「就業記録表」の代替として「派遣料金適格請求書」を提出した場合、別途「立替金管理簿」を提出（「就業記録表」には「立替金管理簿」シートが附属）

3. 各様式に関するお願い事項



3-2. 派遣料金適格請求書

WTC連携	実費発生の有無	貴社での実費の扱い	交通費特例
なし / あり (実費あり、立替金の場合)	-	-	-

e-staffing利用・WTC連携「なし」の場合、e-staffing利用・WTC連携「あり」で実費が発生し、貴社での実費の扱いが「立替金」の場合、貴社からの請求書については適格請求書の要件を満たす形にて発行をお願いします。

適格請求書の要件

適格請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び <u>登録番号</u>
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 (課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び <u>適用税率</u>
⑤ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u>
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書 (サンプル)

請求書		
(株)〇〇御中 ← ⑥	△△商事(株)	登録番号 T 012345...
11月分 131,200円	①	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
④	③ →	* 軽減税率対象

図の出典：国税庁HP

© 2023 NTT DATA Japan Corporation

3-3. 就業記録表

WTC連携	実費発生の有無	貴社での実費の扱い	交通費特例
e-staffing利用なし	あり	立替金	-

e-staffing利用「なし」の場合、SSC加入会社様式の「就業記録表」を派遣料金分の適格請求書としてご利用をお願いします。但し、実費が発生し、貴社での実費の扱いが「立替金」の場合、就業記録表に加えて以下で示す他証跡が必要となりますのでご注意ください。

実費発生「なし」

実費発生「あり」かつ 費用計上「立替金」

提出証跡



就業記録表※

① 交通費特例の対象外（3万円以上の交通費・宿泊費等の場合。3-4参照）



就業記録表



立替金精算書



立替金適格請求書

② 交通費特例の対象（3万円未満の鉄道・バス等の場合）



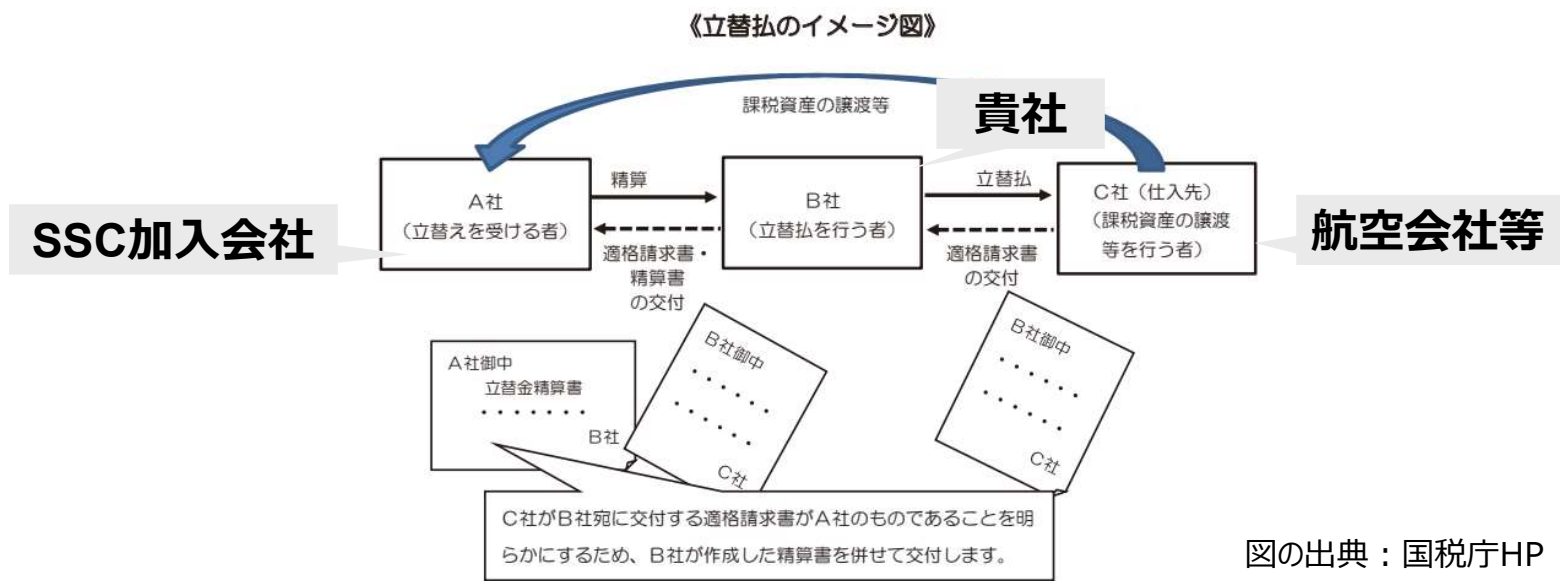
就業記録表※
立替金管理簿
立替金分の請求書

※「就業記録表」の代替として「派遣料金適格請求書」を提出した場合、独立した「立替金管理簿」、貴社様式の「立替金分の請求書」を提出（「就業記録表」には「立替金管理簿」シートが附属、立替金の請求金額がわかる様式としている）

3-4. 立替金精算書 / 立替金適格請求書

WTC連携	実費発生の有無	貴社での実費の扱い	交通費特例
-	あり	立替金	対象外

e-staffing利用「あり」「なし」に関わらず、実費が発生し、貴社での実費の取扱いが「立替金」かつ交通費特例の「対象外」の場合、就業記録表もしくは派遣料金適格請求書に加え、立替金請求書および立替金適格請求書の提出をお願いします。



図の出典：国税庁HP

上図の場合、立替払を行う者（B社 = 貴社）が、立替を受ける者（A社 = SSC加入会社）に代わって立替払する場合、B社は課税資産の譲渡を行う者（C社 = 航空会社等）が発行する立替金適格請求書に加え、立替金精算書の両方をA社に提出する必要があります。

必要な検収証拠

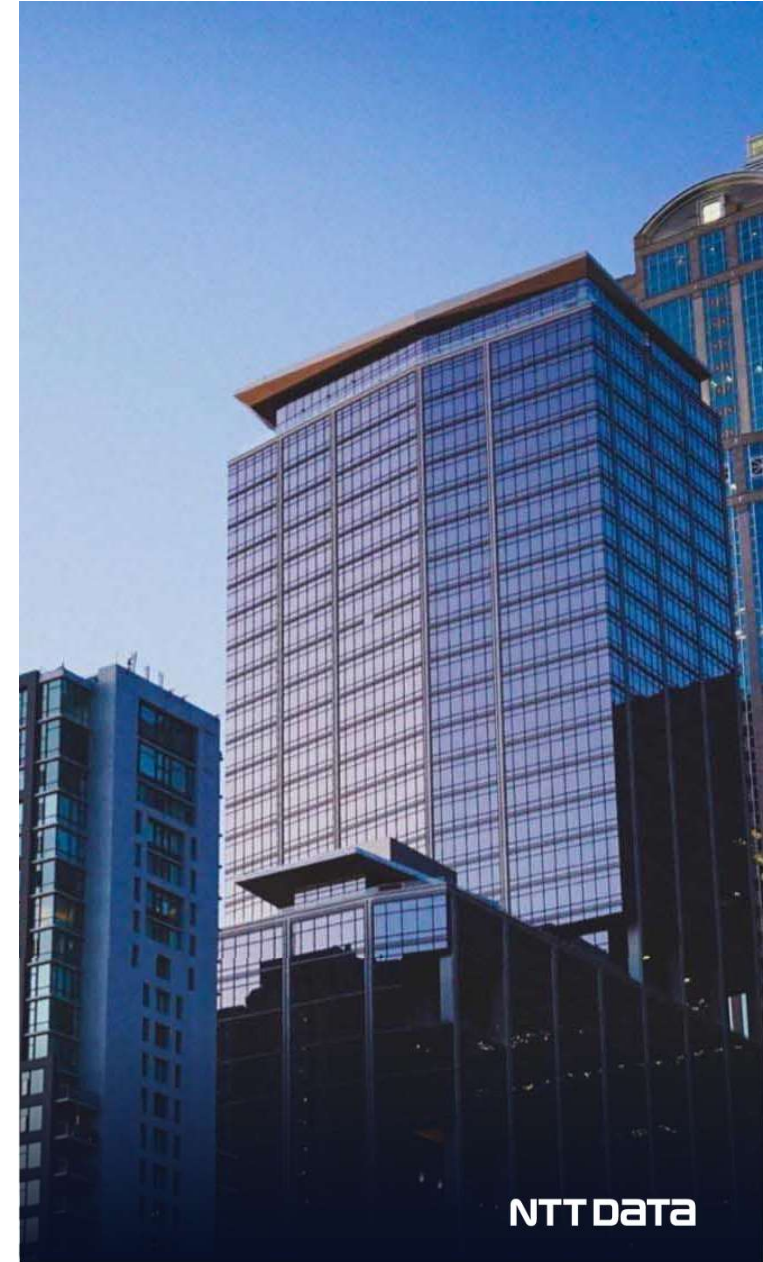

 +
 
 +
 

就業記録表
 (派遣料金 適格請求書)

立替金精算書
 (貴社が発行)

立替金適格請求書
 (航空会社等が発行)

4. 周知事項



4. 周知事項

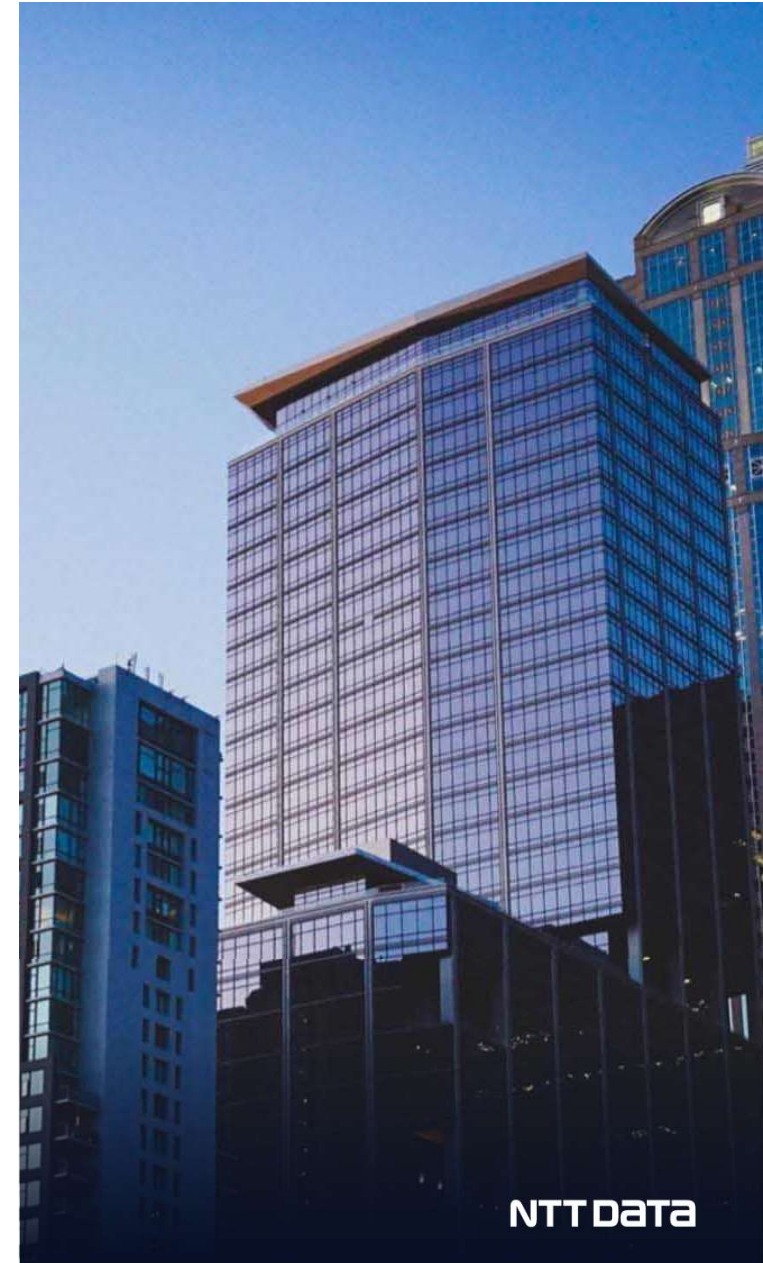
お願い事項

- 「消費税額通知書」を適格請求書として取り扱えるようご了承いただき、別途NTTデータ社から依頼する書面のご提出をお願いします。
- 実費の費用計上基準が「売上」もしくは「立替金」どちらになるかお知らせください。

お知らせ

- 本日の説明会模様は、後日NTTデータグループ社HPに掲載します。
<https://www.nttdata.com/global/ja/about-us/proc/purchasing/>
- 「SSC加入会社様式」の詳細については、「【参考】様式について」をご参照ください。
- 購買領域のインボイス制度対応に関するお問合せ先は以下となります
nttdprocinvoice@am.nttdata.co.jp

【参考】様式について



参考2. 就業記録表

就業記録表										様式046共(ver. 6.00)
対象年月	2023年 10月		派遣スタッフ氏名							
派遣先会社名	通格請求書発行事業者登録番号									
契約件名	派遣先会社名									
オーダー番号 01	請求額(税別)	勘定コード	WSコード/PL/ジョブ							
業務内容		『人材派遣登録書兼人材派遣仕様書』および『業務内容及び就業場所に関する報告書』のとおり								
就業場所		所定内時間 8:00								
日付	曜日	祝日	開始時刻	終了時刻	休憩時間	作業時間(所定内)	作業時間(所定外)	派遣先承認	備考	記事
10月1日	日									【記入要領】 1. 所定内作業時間 1日の実労働時間を記入する。(ただし、8時間を限度とする) 2. 所定外対象時間 1日の実労働時間が所定内時間を超えた場合の時間を記入する。 3. 時間集計 1日の実労働時間を所定内・所定外別に記入し、1か月分を合計時間欄に記入する。 4. 端数整理
10月2日	月									
10月3日	火									
10月4日	水									
10月5日	木									
10月6日	金									
10月7日	土									
10月8日	日									
10月9日	月									
10月10日	火									
10月11日	水									
10月12日	木									
10月13日	金									
10月14日	土									
10月15日	日									
10月16日	月									
10月17日	火									
10月18日	水									
10月19日	木									
10月20日	金									
10月21日	土									
10月22日	日									
10月23日	月									
10月24日	火									
10月25日	水									
10月26日	木									
10月27日	金									
10月28日	土									
10月29日	日									
10月30日	月									
10月31日	火									

実費			
月日	外出先(経路)	金額(税込)	請求書
11月8日	横浜(豊洲～横浜)	1,000円	
11月9日	渋谷(豊洲～渋谷)	500円	
11月15日	仙台(豊洲～仙台)	34,000円	○
11月22日	三鷹(豊洲～三鷹)	800円	
合計		36,300円	
派遣元会社で実費の処理※:		売上	

貴社で交通費等の実費を

「売上」として処理

実費			
月日	外出先(経路)	金額(税込)	請求書
11月8日	横浜(豊洲～横浜)	1,000円	
11月9日	渋谷(豊洲～渋谷)	500円	
11月15日	仙台(豊洲～仙台)	34,000円	○
11月22日	三鷹(豊洲～三鷹)	800円	
合計		36,300円	
派遣元会社で実費の処理※:		売上	

「立替金」として処理

実費が発生していて派遣元会社で立替金扱っている場合、本欄は使用しないでシート「立替金管理簿」に記入ください。

月日	外出先(経路)	金額(税込)	請求書
11月8日	横浜(豊洲～横浜)	1,000円	
11月9日	渋谷(豊洲～渋谷)	500円	
11月15日	仙台(豊洲～仙台)	34,000円	○
11月22日	三鷹(豊洲～三鷹)	800円	
合計		36,300円	
派遣元会社で実費の処理※:		立替金	

様式：就業記録表

- 実費を「売上」として扱っている場合、「立替金」を就業記録表の右下欄に記載。
- 別途請求書がある案件については「請求書」に「○」を入力の上、証拠を提出。

- 実費を「立替金」として扱っている場合、就業記録表の右下欄がグレーアウト。
- 「立替金」は「就業管理表」の「立替金管理簿」シートに別途記入。

「参考3. 立替金管理簿」参照

参考3. 立替金管理簿

就業記録表を**利用する**場合

同様式内の「立替金管理簿」シートに記載

就業記録表を**利用しない**場合

独立した「立替金管理簿」様式に記載

いずれの様式も内容は同じ

立替金管理簿					
年月	2023年11月	担当名	株式会社 NTTデータ 業務統括本部 プロキュアメント部 調達推進担当		
オーダ番号	月日	外出先(経路)	金額(税込)	請求書有無	適格請求書不要の特例事項
PO12345678	11月8日	横浜(豊洲～横浜)	1,000円		3万円未満の公共交通費(鉄道)
PO12345678	11月9日	渋谷(豊洲～渋谷)	500円		3万円未満の公共交通費(鉄道)
PO12345678	11月15日	仙台(豊洲～仙台)	34,000円	○	
PO12345678	11月22日	三鷹(豊洲～三鷹)	800円		3万円未満の公共交通費(鉄道)
交通費特例の合計額			2,300円		
交通費特例以外の合計額			34,000円		
立替金の合計額			36,300円		

- 宿泊費、タクシー代、飛行機代、3万円以上の電車、バス、船舶等利用の場合、請求書有無に「○」を入力の上、別途立替金分の立替金精算書、立替金の領収書（適格請求書）を提出

請求書がない案件については、以下から該当する公共交通費の内容を選択

- 3万円未満の公共交通費（鉄道）
- 3万円未満の公共交通費（バス）
- 3万円未満の公共交通費（船舶）

様式：立替金管理簿

A photograph of a city skyline with several tall skyscrapers under a clear blue sky. The text "NTT Data" is overlaid in the center in a white, bold, sans-serif font. The buildings are modern, with glass facades and horizontal window bands. In the foreground, there are some trees and a street with a few cars and a street lamp.

NTT Data